

## 福岡市バリアフリー認定事務等処理要領

### (目的)

第1条 この要領は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）で規定する認定に関し必要な事項を定めることで同認定に係る事務等を円滑に処理することを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この要領における用語の意義は、法及び高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成18年国土交通省令第110号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

### (認定申請)

第3条 建築主等は、特定建築物の建築等及び維持保全の計画（以下「特定建築計画」という。）について法第17条第1項の規定による認定を受けようとするときは、認定申請書（規則別記様式第3号）の正本及び副本に次の各号に掲げる図書を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1)規則第8条の表に掲げる図書
- (2)建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト（様式第1号）
- (3)容積率不算入の床面積の算定図、算定表（容積率不算入の適用がある場合に限る。）
- (4)その他市長が必要と認める図書

### (特定建築計画の認定)

第4条 市長は、前条の認定申請書を受理した場合においては、当該特定建築計画に記載する建築物特定施設の構造及び配置並びに維持保全に関する事項が建築物移動等円滑化基準を超え、かつ、高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令（平成18年国土交通省令第114号）で定める建築物特定施設の構造及び配置に関する基準に適合し、かつ、同特定建築計画に記載する資金計画が特定建築物の建築等の事業を確実に遂行するため適切なものであると認めるときは、同特定建築計画を認定するものとする。

- 2 市長は、前項の認定をしたときは、認定申請書の副本に認定通知書（規則別記様式第4号）を添えて、認定の申請をした建築主等に交付するものとする。

### (認定特定建築計画の変更に係る認定申請)

第5条 認定建築主等は、認定を受けた特定建築計画（以下「認定特定建築計画」という。）の変更をしようとするときは、法第18条に規定する計画の変更に係る認定を受けなければならない。ただし、規則第11条に定める軽微な変更については、この限りでない。

- 2 認定建築主等が前項の認定を申請する場合には、変更認定申請書（様式第5号）

の正本及び副本に次の各号に掲げる図書（変更する部分を明示）を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 変更事項概要書（様式第 6 号）
- (2) 規則第 8 条の表に掲げる図書
- (3) 建築物移動等円滑化誘導基準チェックリスト（様式第 1 号）
- (4) 容積率不算入の床面積の算定図、算定表（容積率不算入の適用がある場合に限る。）
- (5) その他市長が必要と認める図書

3 市長は、当該変更に係る認定をしたときは、変更認定申請書の副本に変更認定通知書（様式第 7 号）を添えて、当該認定建築主等に交付するものとする。

（完了検査）

第 6 条 認定建築主等は、認定特定建築計画に係る建築物（以下「認定特定建築物」という。）の工事が完了したときは、工事完了報告書（様式第 2 号）1 部を市長に提出するとともに、認定特定建築物が同建築計画に適合していることを確認するための検査を受けなければならない。

（認定申請の取り下げ）

第 7 条 第 3 条の認定申請をした建築主等又は第 5 条による認定申請をした認定建築主等が当該認定を受ける前に当該認定申請を取り下げようとするときは、認定申請取下げ届（様式第 3 号）1 部を市長に提出しなければならない。

（工事の取り止め）

第 8 条 認定建築主等は、認定特定建築物の工事を取り止めたときは、遅滞なく工事取止め届（様式第 4 号）1 部を市長に提出しなければならない。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、平成 26 年 11 月 10 日から施行する。

附則

（施行期日）

- 1 この要領は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。